

## 地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまう事が少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした方々が、地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていけるようにします。

### 支援対象者

- ① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められること。
- ② 矯正施設退所後の適当な住居がないこと。
- ③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要であること。
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当であること。
- ⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
- ⑥ 公共の衛生福祉に関する機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

#### 【特別調整】10代 少年(知的障害)

小学校ではいじめを受け、中学になると母親が家を出てしまい、家庭に居場所がなくなりました。不良仲間と付き合うようになり、深夜徘徊、喫煙、万引き、自転車窃盗などを繰り返して少年院に入りました。出院したら「仕事を一生懸命やりたい」、「同じ失敗をしないように見守ってほしい」と希望して、現在は障害者のグループホームから、就労移行支援事業所に通所しています。休日はクラブ活動や調理など様々な経験し、日々成長しています。



#### 【特別調整】60代 男性

中卒で働き始めました。借金により生活苦に陥り、住んでいたアパートも追い出されました。住み込み就労先やカプセルホテルを転々とするうちに体調を壊し就労ができなくなりました。福祉への相談は考えず、食べていくために窃盗を繰り返し、何度か刑務所に入りました。まだまだ働く意欲があり、定着センターは就労先とアパートを準備しました。就労先では本人を交えて職場内研修や定期的なケース会議を開いてくれています。理解ある職場で汗を流しています。



#### 【特別調整】80代 男性(認知症)

中学を卒業後から70代まで工場で働いてきました。仕事が好きで真面目で、無断欠勤はありませんでした。加齢により認知機能が衰え、判断能力がつかずおにぎりを盗って刑務所に入りました。定着センターが会いに行ったときは、自分が刑務所にいることも判りませんでした。刑務所入所中に介護認定が行われ、長年住み慣れた地域のグループホームに入居しました。「ここにはいつまでいられるのかな、ずっといたい。」と安心した笑顔を見せています。



#### 【特別調整】50代 男性(知的障害)

学齢期から知的な制約がありました。中学卒業後、仕事に就いてもどれも長続きしませんでした。窃盗や器物損壊などの罪を繰り返すうちに家族から厄介者扱いされ、帰る場所を無くして車上生活をしていました。「住むところの心配をしないで、働きたい」という希望があり、療育手帳を取得し、障害者の施設に入所しました。仕事に精を出し、休日は余暇を楽しむ暮らしを手に入れました。



もっと早く出会えたらよかった

### 会 員 を 募 集 し て い ま す

正会員 個人の方：1口 3,000円 団体の方：1口 5,000円

賛助会員 個人の方：1口 5,000円 団体の方：1口 10,000円

ゆうちょ銀行 口座番号 00190-0-362223 千葉銀行 中央支店：普通 4164678

加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉

当法人の事業にご賛同いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

# 特定非営利活動法人 生活サポート千葉



#### ◆地域生活定着促進事業(千葉県地域生活定着支援センター)

開設：平成22年10月1日

連絡先：電話 043-224-5721 FAX 043-224-5720

#### ◆研修受託事業(生活サポート千葉)

連絡先：電話 043-222-0773 FAX 043-224-5720

# 特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し、平成22年10月1日より地域生活定着促進事業、平成25年度より相談支援従事者専門コース別研修事業、平成27年度より強度行動障害支援者養成研修事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。



千葉県知的障害者福祉協会

部 会

委 員 会

特定非営利活動法人生活サポート千葉

福祉人材の育成

強度行動障害  
研修事業

- ・基礎研修
- ・実践研修

相談支援  
研修事業

- ・発達障害児者への相談支援
- ・多機関連携(触法障害者への相談支援)



地域生活定着促進事業  
(地域生活定着支援センター)

コーディネート

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

フォローアップ

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している方に関して本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。

相談支援

矯正施設から退所した方の福祉サービス等の利用に関して、本人またはその関係者からの相談に応じて、助言その他の必要な支援を行います。

自立準備ホームの運営

- ・宿泊場所の供与
- ・3食提供
- ・週3日以上の入浴提供
- ・自立準備支援として職員が毎日訪問し、被保護者に対して生活全般にわたる相談支援を実施します



弁護士と連携した  
被疑者・被告人段階の支援

- ・本人との面会
- ・情報収集
- ・福祉的手立ての申請・調整
- ・受け入れ先事業所の調整
- ・更生支援計画の作成(有料)
- ・情状証人として証言

支  
援  
の  
流  
れ

弁護士と連携した被疑者・被告人段階の支援

千葉県地域生活定着支援センター  
コーディネート・フォローアップ・相談支援

警 察

検 察

裁 判

刑務所等

出 所

不起訴・執行猶予

地域生活支援

千葉県  
地域生活定着  
支援センターに  
おける  
連携支援

地域包括  
支援センター

行政

保護観察所

中核地域生活  
支援センター

福祉・  
医療関係

法テラス・  
県弁護士会

検察庁

相談支援  
事業所

障害者・高齢者が不起訴または執行猶予の判決を受けて釈放された後、行政機関、福祉機関、医療機関、弁護士、ハローワーク、保護司などと連携して地域生活を支えます。また、実刑になっても関係を続け、出所後の支援を行います。